

					名簿番号		
1 亡くなられた人の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、亡くなられた日を記入してください。							
住所	札幌市〇〇区〇〇1条1丁目2		氏名	（ コクセイ タロウ ） 国税 太郎		生年月日	昭和 16年 10月 19日
					亡くなられた日	平成 28年 5月 10日	
2 亡くなられた人の職業及びお勤め先の名称を「亡くなる直前」と「それ以前（生前の主な職業）」に分けて具体的に記入してください。							
亡くなる直前： 無職			（お勤め先の名称：－）				
それ以前（生前の主な職業）： 会社役員			（お勤め先の名称：〇〇 商事 株）				
3 相続人は何人いますか。相続人の氏名と亡くなられた人との続柄を記入してください。							
（フリガナ） 相続人の氏名		続柄		（フリガナ） 相続人の氏名		続柄	
①（ コクセイ ハナコ ） 国税 花子		妻		④（ ）			
②（ コクセイ イチロウ ） 国税 一郎		長男		⑤（ ）			
③（ セイム サチコ ） 税務 幸子		長女				相続人の数 ③ 人	
(注) 相続を放棄された人がおられる場合には、その人も含めて記入してください。							
4 亡くなられた人や先代の名義の不動産がありましたら、土地、建物を区分して（面積は概算でも結構です。）記入してください。							
種類	所在地		イ 面積(m)	ロ 路線価等 (注1、2)	ハ 倍率 (注2)	ニ 評価額の概算 (注3)	
① 土地	札幌市〇〇区〇〇1条1丁目2		300	89.000		2.670 万円	
② 土地	△△県△△市△△町161番地		850	3.000.000	1.1	330 万円	
③ 家屋	札幌市〇〇区〇〇1条1丁目2		150	6.000.000	1.0	600 万円	
④						万円	
(注) 1 ロ欄は、土地について路線価が定められている地域は路線価を記入し、路線価が定められていない地域は固定資産税評価額を記入してください。また、建物は固定資産税評価額を記入してください。					合計額	③ 3.600 万円	
2 土地に係るロ欄の路線価又はハ欄の倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます。なお、路線価は千円単位で表示されています。また、建物に係るハ欄の倍率は1.0倍です。							
3 ニ欄は、次により算出された金額を記入してください。 《ロ欄に路線価を記入した場合》ロの金額×イの面積(m) 《ロ欄に固定資産税評価額を記入した場合》ロの金額×ハの倍率（建物は1.0倍）							
5 亡くなられた人の株式、公社債、投資信託等がありましたら記入してください（亡くなった日現在の状況について記入してください。）。							
銘柄等	数量(株、口)	金額		銘柄等	数量(株、口)	金額	
① 〇〇 商事 株	100	200 万円		④		万円	
② 〇〇 建設 株	20	400 万円		⑤		万円	
③ 10年利付国債 第〇回		100 万円		合計額		③ 700 万円	
6 亡くなられた人の預貯金・現金について記入してください（亡くなった日現在の状況について記入してください。）。							
預入先（支店名を含む）		金額		預入先（支店名を含む）		金額	
① 〇〇 銀行 〇〇支店		100 万円		④		万円	
② ×× 銀行 ××支店		700 万円		(現金)		250 万円	
③ △△ 信託銀行 △△支店		350 万円		合計額		④ 1.400 万円	

7 相続人などが受け取られた生命（損害）保険金や死亡退職金について記入してください。								
生命 保 険 金 等	保険会社等		金 額	死 亡 退 職 金	支払会社等		金 額	
	①	〇〇生命保険(株)	イ		2,000 万円	①	ハ	万円
	②	××生命保険(株)	ロ		1,000 万円	②	ニ	万円
(注) 生命(損害)保険金や死亡退職金は一定額が非課税となりますので、次により計算します。※赤字のときはゼロ						ホ+への金額		
生命保険金等：(イ+ロの金額 <u>3,000</u> 万円) - (③の人数 <u>3</u> 人×500万円) = ホ <u>1,500</u> 万円								
死亡退職金：(ハ+ニの金額 <u> </u> 万円) - (③の人数 <u> </u> 人×500万円) = ヘ <u> </u> 万円						⑤ 1,500 万円		
8 亡くなられた人の財産で、上記4から7以外の財産（家庭用財産、自動車、貸付金、書画・骨とうなど）について記入してください。								
財産の種類	数量等	金 額	財産の種類	数量等	金 額			
① 貸付金	〇〇商事(株)	100 万円	③		万円			
② 金地金	500g	300 万円	合計額		⑥ 400 万円			
9 亡くなられた人から、相続時精算課税を適用した財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。								
贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金 額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金 額			
① 国税 一郎	現金	600 万円	③		万円			
②		万円	合計額		⑦ 600 万円			
10 亡くなられた人から、亡くなる前3年以内に、上記9以外の財産の贈与を受けた人がおられる場合に、その財産について記入してください。								
贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金 額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金 額			
① 税務 幸子	現金	100 万円	③		万円			
②		万円	合計額		⑧ 100 万円			
11 亡くなられた人の借入金や未納となっている税金などの債務について記入してください。また、葬式費用について記入してください。								
借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金 額	借入先など債権者の住所・所在と氏名・名称	金 額					
① 28年度分固定資産税、住民税	35 万円	③ 葬式費用の概算	265 万円					
② 〇〇銀行〇〇支店	1,500 万円	合計額		⑨ 1,800 万円				
12 相続税の申告書の提出が必要かどうかについて検討します。（概算によるものですので、詳細については税務署にお尋ねください。）								
③の金額	3,600 万円	(④-①)の金額 ※赤字のときはゼロ	⑩	6,400 万円				
④の金額	700 万円	(⑩+⑧)の金額	⑪	6,500 万円				
⑤の金額	1,400 万円	基礎控除額の計算 3,000万円 + (⑩ <u>3</u> 人×600万円) = ⑫		4,800 万円				
⑥の金額	1,500 万円	(⑪-⑫)の金額	⑬	1,700 万円				
⑦の金額	400 万円	⑬の金額 《黒字である場合》相続税の申告が必要です。 《赤字である場合》相続税の申告は不要です。						
⑧の金額	600 万円	※ あくまでも概算による結果ですので、⑬の金額と⑫の金額の差が小さい場合には、申告の要否について更に検討する必要があります。						
③から⑧の合計額	⑭ 8,200 万円	※ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。						
平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日			作成税理士の氏名、事務所所在地、電話番号					
住 所 <u>札幌市〇〇区〇〇1条1丁目2</u>								
氏 名 <u>国税 花子</u> 電話 <u>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</u>								

※ 相続税の申告が不要な場合には、お手数ですが、この「相続税の申告要否検討表」を作成していただき、税務署に提出してください。

【注意】 この「相続税の申告要否検討表」は、相続税の申告書ではありません。